

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）
新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について

標記については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成 28 年 1 月 6 日健発 0106 第 6 号厚生労働省健康局長通知）によりお示ししたところです。

今般、特定接種登録申請書の入力、内容の確認に当たって必要な手引き及び登録申請に関する Q & A を、別紙 1 「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」、別紙 2 「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請 Q & A」及び別紙 3 「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の確認の手引き」により定め、また、事業者からの登録申請の受付期限を始めとする登録のスケジュール及び内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している業種について、別紙 4 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録のスケジュールについて」及び別紙 5 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請書等の内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している事業について」を作成しましたので、内容を御了知の上、管内の市町村及び特別区に別紙 1 から 5 までの周知を、また、管内の関係機関等に別紙 1、2 及び事業者からの登録申請の受付期間等の周知を図るようお願いします。

登録申請書の内容確認への御協力については、別途、当該業種の担当府省庁から依頼することを予定しておりますが、その場合において、登録申請を希望する事業者からの照会や、内容確認が必要な業種の登録申請があった場合には、それぞれ御対応いただくようお願いします。

なお、登録を希望する事業者からの登録申請、内容確認、疑義照会や、事業者の登録は、特定接種管理システム（概要は別紙 6）によって行います。当該システムにアクセスするための URL は以下の通りです。

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/adminLogin>

また、これらの特定接種登録申請書など登録に係る資料は、厚生労働省ホームページにおいて公表する予定です。

特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き

本手引きは、特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領（健発 0106 第 6 号平成 28 年 1 月 6 日付け厚生労働省健康局長通知。以下「登録要領」という。）に基づき、国民生活・国民経済安定事業を行う事業者の管理システムによる登録申請書の入力に係る留意事項等について定めるものである。

なお、本手引きで用いる略語（例えば、「国民生活・国民経済安定事業」など。）については、登録要領において定義している場合があるので、登録申請書に入力するに当たっては、本手引きと併せて登録要領も参照されたい。さらに、本手引きの別添 1 として入力例を示したので参照されたい。

1 登録申請までの流れ

管理システム上で、下記の方法に従い、登録申請をすること。別添 2 に登録申請までの流れを図示したので参照されたい。

- ① 下記のリンクにアクセスし、ログイン画面を表示する。
<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>
- ② ログイン画面において、「初めての方へ」をクリックする。E-mail アドレスを入力し「送信」ボタンをクリックすると、入力した E-mail アドレスに登録申請画面の URL 及び一括アップロードに必要な Excel シート（4 の「リストのアップロード」を参照）の URL が送信される。
- ③ 送信された URL にアクセスすると登録申請画面が表示されるので、2 以降に従い、登録申請書に必要な事項を入力し、「確認画面へ」をクリックする。
- ④ 確認画面において「送信」をクリックすると、登録申請が完了し、3 の申請者情報に入力した E-mail アドレスにログイン ID（②で入力した E-mail アドレス）及びパスワードが送信される。

登録申請の完了後、登録申請書の内容を確認する場合や担当府省庁等の疑義照会により登録申請書の内容を修正する場合は、①のリンクからログイン画面を表示し、ログイン ID 及びパスワードを入力しログインすると登録申請画面が表示される。

なお、パスワードは変更及び再発行が可能である。パスワードの変更及び再発行については、別添 2 を参照されたい。

2 申請者の設立主体

登録申請事業者の場合（国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の場合に限る。）は①民間を、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人の場合は②国、都道府県、市区町村をリストの中から選択すること。行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①を選択すること。

なお、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人が開設する機関（以下「公設機関」という。）であって、指定管理者制度等を利用して外部事業者管理又は運営を包括的に代行させている場合は、外部事業者の従業者は公務員の身分を有していないため、②を選択した上で、登録対象業務

の従業者数のすべてを外部事業者の従業者として登録申請すること。

3 申請者（事業者）情報

（虚偽の申請）

登録申請書の入力内容に偽りがないことについて、チェック項目にチェックすること。

（設立区分）（公設機関の開設者のみ入力）

設立主体に応じ①国、②都道府県、③市区町村をリストの中から選択すること。なお、行政執行法人については①国、特定地方独立行政法人についてはその設立団体に応じ②都道府県又は③市区町村を選択すること。

（事業者名）

法人名、商号については、登記簿等と一致させること。法人種別については株式会社〇〇、公益財団法人△△など、省略せず入力すること。（株）や（公財）は用いない。なお、法人化していない個人事業主の場合は、氏名を入力すること。

また、公務員の場合は、その所属機関名（府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名）を入力する。

なお、公設機関において、指定管理者制度等により運営を行っている場合は、事業者名には府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名を入力し、事業所名に当該公設機関名を入力すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて入力し、途中でスペースは空けないこと。

（代表者氏名）

登録申請事業者や公務員の所属機関の代表者名を入力する（理事長、代表取締役等。国の場合は、各府省庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長等）。

なお、法人化していない個人事業主の場合は、再度、個人事業主の氏名を入力すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて入力し、氏名の間にスペースは不要であること。

（郵便番号及び所在地）

郵便番号欄に7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。登記簿等と一致させること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

（例）〒100-8916⇒1008916、〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番地3号 〇〇ビル4階

（電話番号及び FAX 番号）

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAX がない場合は、空欄で差し支えない。

（例）TEL:03-3595-3426⇒0335953426

（E-mail アドレス）

1②で入力した E-mail アドレスが自動入力されているので、変更が必要な場合は、半角英数字を用いて入力すること。

なお、登録申請完了の連絡や担当府省庁等による疑義照会の連絡、また、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを入力すること。また、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも差し支えない。

（産業医の選任の有無）（登録申請事業者のみ入力）

労働安全衛生法の所定の要件に該当する医師を産業医として選任している場合は「産業医の選任の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄 2 に入力すること）。なお、産業医を選任していない場合は登録申請の対象とならない。

なお、登録要領別添 1 の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する登録申請事業者は、産業医の選任は不要であるが、管理システムの都合上、「有」を選択すること。

（業務継続計画の有無）（登録申請事業者のみ入力）

業務継続計画を作成している場合は「業務継続計画の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄 2 に入力すること）。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録申請の対象とならない。

※政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録要領に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

（備考欄 1）

登録申請事業者の許認可番号（許認可番号がない業種にあっては、会社法人等番号）を入力する。

（備考欄 2）（公設機関の開設者のみ必要に応じて入力）

公設機関が、4（3）において、外部事業者の登録対象業務の従業者数を登録申請する場合は、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。ただし、登録要領別添 1 の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する場合は、産業医の選任についての入力は不要である。

4 事業所情報

各事業所について、下記の（1）から（4）までに示す事項を入力する。なお、複数の事業所を有し

ている場合は、「追加登録」をクリックして、登録要領別添 1 の表の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」に該当する事業を営むすべての事業所について、同様に（１）から（４）までに示す事項を入力すること。

（リストのアップロード）

複数の事業所を所有する場合、Excel シートに必要事項を入力してアップロードすることで、一括して全事業所情報を入力することもできる。なお、Excel シートは、1 ②で送信されたメール内の URL にアクセスするとダウンロードすることが可能である。

（１）事業所情報

（事業所名）

支店名、施設名等を入力する。

全角文字を用いて入力すること。

（例）〇〇支店、〇〇事業所、〇〇局

（郵便番号及び所在地）

郵便番号欄に 7 桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。登記簿等と一致させること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。事業所を 1 つしか有しない場合は、申請者情報で入力した所在地を入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

（例）〒100-8916⇒1008916、〇〇県〇〇市〇〇町 1 丁目 2 番地 3 号 〇〇ビル 4 階

（電話番号及び FAX 番号）

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAX がない場合は、空欄で差し支えない。

（例）TEL:03-3595-3426⇒0335953426

（E-mail アドレス）

半角英数字を用いて入力すること。E-mail アドレスがない場合は、空欄で差し支えない。

（申請事業者の全従業者数）

当該事業所において勤務する申請事業者の全従業者数（外部事業者の従業者数を含まない。）を入力する。

（２）事業の種類情報

（事業の種類）

事業の種類について、登録要領別添 1 の表の「事業の種類」の中から該当する事業をリストの中から選択すること。

（事業の種類の細目①）

事業の種類の細目①について、登録要領別添 1 の表の「事業の種類の細目」の中から該当する事業をリストの中から選択すること。

（事業の種類の細目②）

事業の種類の細目②について、業種別に下記により該当する事業をリストの中から選択すること。

- ・事業の種類の細目①で記載した事業の担当部局が複数に及ぶ場合があれば、担当府省庁と調整して、各担当部局ごとに、所管する事業名を設定する場合があるので、この場合においては該当する事業を選択すること。
- ・その他の事業については、「未選択」を選択すること。

（複数の事業の種類の入力）

当該事業所で登録要領別添 1 の表の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」のうち、複数の事業を営んでいる場合は、「追加登録」をクリックして、該当するすべての事業について、当該事業名及び登録対象業務の従業者数を入力すること。なお、登録対象業務の従業者数の入力については、（3）を参照されたい。

（3）各事業の種類ごとにおける登録対象業務の従業者数

（登録対象業務の従業者数（常勤換算））

登録対象業務の従業者数については、申請事業者に所属の登録対象業務の従業者数と外部事業者に所属の登録対象業務の従業者数とを分けて入力すること。

なお、「登録対象業務の従業者数」欄については、「うち申請事業者の登録対象業務の従業者数」と「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」を合計した人数が自動挿入されるため、入力不要である。ただし、紙で登録申請する場合のみ「うち申請事業者の登録対象業務の従業者数」と「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」を合計した値を記載すること。

（うち申請事業者の登録対象業務の従業者数）

常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で入力すること。半角数字を用いて入力すること。

（うち外部事業者の登録対象業務の従業者数）

常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で入力すること。半角数字を用いて入力すること。

（常勤換算）

常勤換算した従業者数とは、以下の人数を合算したものをいう。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に所定勤務時間（※）を基本的に登録対象業務に従事することが想定されている者（以下「常勤者」という。）の人数
- ② 所定勤務時間の一部を登録対象業務に従事する者が、当該事業所において1週間に登録対象業務に従事する延べ時間を所定勤務時間で除した数字に対象者の人数を掛けた人数（複数の勤務形態がある場合はそれぞれを合算し、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げるものとする。）

※ 所定勤務時間：事業所において定められている1週間の勤務時間

（例）週3日午前に勤務する従業者が5人、週2日午後に勤務する従業者が10人の場合

勤務する事業所における常勤者の通常の労働時間（所定勤務時間）が週40時間で、午前の勤務時間を9時から12時までの3時間、午後の勤務時間を13時から18時までの5時間と仮定した場合、3時間/日×3日÷40時間×5（人）＋5時間/日×2日÷40時間×10（人）＝1.125（人）＋2.5（人）＝3.625（人）となり、これを小数点以下で切り上げ、4（人）が上記②に該当する従業者数となる。

（入力例）

以下の例にならい、入力すること。

- ① 外部事業者を活用していない場合
 - ・登録対象業務の従業者数：A人
 - ・うち申請事業者の登録対象業務の従業者数：A人
 - ・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：0人
- ② 外部事業者を活用している場合（外部事業者の従業者が従事している場合）
 - ・登録対象業務の従業者数：B＋C人
 - ・うち申請事業者の登録対象業務の従業者数：B人
 - ・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：C人
- ③ 指定管理者制度等を活用している場合（登録対象業務の従業者がすべて外部事業者の従業者である場合）
 - ・登録対象業務の従業者数：D人
 - ・うち申請事業者の登録対象業務の従業者数：0人
 - ・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：D人

（備考欄）

登録対象業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳を入力する。

（4）接種実施医療機関情報

当該事業所において登録申請時に接種実施医療機関が確保できている場合は下記の事項を入力する。

(医療機関名)

接種実施医療機関名を全角文字を用いて入力すること。開設届、医療機関と取り交わした覚書等と一致させること。

(例) ○○病院

(郵便番号及び所在地)

郵便番号欄に7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。開設届、医療機関と取り交わした覚書等と一致させること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

(例) 〒100-8916⇒1008916、○○県○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(電話番号及びFAX番号)

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) TEL:03-3595-3426⇒0335953426

(E-mailアドレス)

半角英数字を用いて入力すること。E-mailアドレスがない場合は、空欄で差し支えない。

(備考欄)(接種実施医療機関が未確保の場合のみ入力)

当該事業所において接種実施医療機関が確保できていない場合は、登録申請時点で検討している方法を備考欄に入力すること。(○○病院(○○県○○市)で実施を検討、未定等)

なお、接種実施医療機関が確保できていない場合でも、接種実施医療機関の項目については、管理システムの都合上、入力する必要があるため、登録申請時には、下記の通りダミー情報を入力すること。

※医療機関名：病院

※医療機関名(ふりがな)：びょういん

※郵便番号：1008916

※所在地(都道府県)：東京都

※所在地(市区町村)：千代田区

※所在地(町名以下)：霞が関1丁目2-2

※電話番号：000000

登録完了後に接種実施医療機関を確保した際、登録変更の届出によって、改めて接種医療機関情報を入力し直すこととする。なお、外部の医療機関を接種実施医療機関として確保する場合、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関(外部の医療機関)と覚書を

作成し、取り交わしておく必要がある。

なお、登録要領別添 3 のとおり覚書の様式を示すので、適宜活用されたい。

別添 1：登録申請書の入力例

別添 2：特定接種管理システムにおける登録申請方法

登録申請書の入力例(民間)

別添1

1. 申請者の設立主体の選択

申請者の設立主体	
申請者の設立主体を選択してください。 ※「民間」を選択すると、登録事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。	
☒ 民間	☐ 国、都道府県、市区町村

国、地方公共団体、行政
執行法人及び特定地方
独立行政法人以外の場
合は、「民間」を選択して
下さい。

2. 登録申請書の入力例

特定接種登録申請書			
厚生労働大臣 殿			
※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】			
新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には産廃の記載はありません。			
申請者 (事業者) 情報	※ 事業者名		法人名を入力して下さい。法人化していない個人事業主は、氏名を入力して下さい。
	※ 事業者名(ふりがな)		
	※ 代表者氏名		個人事業主の場合は再度氏名を入力して下さい。
	※ 代表者氏名(ふりがな)		
	※ 郵便番号		7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 -	
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 -	
	※ 所在地(町名以下)		市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないでください。
	※ 電話番号		
	FAX番号		
	※ E-mailアドレス	test-tokutei@mh1w.go.jp	E-mailアドレスは自動入力されているので、変更が必要な場合は半角英数字で入力すること。
	※ 産業医の選任の有無	☒ 有 ☐ 無	産業医の選任をしている場合は「有」にチェックして下さい。
	※ 業務継続計画の有無	☒ 有 ☐ 無	業務継続計画を作成している場合は「有」にチェックして下さい。
	備考1		
	備考2		
次へ クリア		許可番号又は会社法人等番号を入力して下さい。	

事業所と接種実施医療機関の登録

リストのアップロード

参照...

こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。

事業所情報

※事業所名

※事業所名(ふりがな)

※郵便番号

半角数字でハイフン不要

※所在地(都道府県)

※所在地(市区町村)

※所在地(町名以下)

※電話番号

半角数字でハイフン不要

FAX番号

半角数字でハイフン不要

E-mailアドレス

申請事業者の全従業員

検索

事業の種類情報

※事業の種類

※事業の種類の細目1

事業の種類の細目2

登録対象業務の従業員数
(常勤換算)

※うち申請事業者の登録
対象業務の従業員数

※うち外部事業者の登録
対象業務の従業員数

備考

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。

追加登録

接種実施医療機関情報

※医療機関名

※医療機関名(ふりがな)

※郵便番号

半角数字でハイフン不要

※所在地(都道府県)

※所在地(市区町村)

※所在地(町名以下)

※電話番号

半角数字でハイフン不要

FAX番号

半角数字でハイフン不要

E-mailアドレス

備考

検索

* 他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。

追加登録

確認画面へ

クリア

複数の事業所及び事業の種類を入力する場合は、Excelに入力することで一括でアップロードが出来ます。

7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。

申請事業者の当該事業所における全従業員数を入力してください。

プルダウン形式です。リストから選択して下さい。

自動計算されるため入力出来ません。

登録対象業務の従業員数の登録対象業務ごとの内訳を入力して下さい。

複数の事業の種類を登録する場合は追加登録できます。

接種実施医療機関が未定の場合は※欄は表記のように入力して下さい。

接種実施医療機関が未定の場合のみ、現時点で検討している方法を入力して下さい。

複数の事業所を登録する場合は、追加登録出来ます。

登録申請書の入力例(国、都道府県、市区町村)

別添1

1. 申請者の設立主体の選択

申請者の設立主体	
申請者の設立主体を選択してください。 ※「民間」を選択すると、登録事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。	
☐ 民間	☒ 国、都道府県、市区町村

国、地方公共団体、行政
執行法人及び特定地方
独立行政法人の場合は、
「国、都道府県、市区町
村」を選択して下さい。

2. 登録申請書の入力例

特定接種登録申請書	
厚生労働大臣 殿	
※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第81号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。	
申請者 (事業者) 情報	※ 設立区分 - 未選択 -
	※ 事業者名
	※ 事業者名(ふりがな)
	※ 代表者氏名
	※ 代表者氏名(ふりがな)
	※ 郵便番号 検索
	※ 所在地(都道府県) - 未選択 -
	※ 所在地(市区町村) - 未選択 -
	※ 所在地(町名以下)
	※ 電話番号
FAX番号	
※ E-mailアドレス test-tokutei@mhlw.go.jp	
備考1	
備考2	
次へ クリア	

申請書の入力に偽りがな
いことをチェックして下さい。

所属機関に応じ、①国②都
道府県③市区町村をリストか
ら選択してください。

所属機関名を入力してください。

所属機関の代表者名を入力し
てください。

7桁の数字を入力し、検索ボタ
ンを押すと、所在地が自動入
力されます。町名以下を入力く
ださい。

市外局番から入力して下さい。
ハイフン及び括弧は用いないで
ください。

E-mailアドレスは自動入力され
ているので、変更が必要な場合
は半角英数字で入力すること。

事業の種類情報で、外部
事業者の登録対象業務
の従業者数を入力する場
合は、産業医を選任して
いる旨及び業務継続計画
を作成している旨を入力
してください。

事業所と接種実施医療機関の登録

リストのアップロード

参照...

こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。

事業所情報

※事業所名

※事業所名(ふりがな)

※郵便番号

半角数字でハイフン不要

※所在地(都道府県)

※所在地(市区町村)

※所在地(町名以下)

※電話番号

半角数字でハイフン不要

FAX番号

半角数字でハイフン不要

E-mailアドレス

申請事業者の全従業員

事業の種類情報

※事業の種類

※事業の種類の細目1

事業の種類の細目2

登録対象業務の従業員数
(常勤換算)

※うち申請事業者の登録
対象業務の従業員数

※うち外部事業者の登録
対象業務の従業員数

備考

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。

追加登録

接種実施医療機関情報

※医療機関名

※医療機関名(ふりがな)

※郵便番号

半角数字でハイフン不要

※所在地(都道府県)

※所在地(市区町村)

※所在地(町名以下)

※電話番号

半角数字でハイフン不要

FAX番号

半角数字でハイフン不要

E-mailアドレス

備考

* 他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。

追加登録

確認画面へ

クリア

複数の事業所及び事業の種類を入力する場合は、Excelに入力することで一括でアップロードが出来ます。

7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。

申請事業者の当該事業所における全従業員数を入力してください。

プルダウン形式です。リストから選択して下さい。

自動計算されるため入力出来ません。

登録対象業務の従業員数の登録対象業務ごとの内訳を入力して下さい。

複数の事業の種類を登録する場合は追加登録できます。

接種実施医療機関が未定の場合は※欄は表記のように入力して下さい。

接種実施医療機関が未定の場合のみ、現時点で検討している方法を入力して下さい。

複数の事業所を登録する場合は、追加登録出来ます。

1. 特定接種管理システムにおける登録申請方法

①下記のリンクにアクセスすると本システムの【ログイン画面】が表示されます。
<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

②【ログイン画面】にて[初めての方へ]ボタンをクリックします。

③【初めての方への】画面が表示されます。

- ④[E-mailアドレス]、[E-mailアドレス(確認)]を入力してください。
[送信]ボタンをクリックすると入力したE-mailアドレスに登録申請画面を表示するためのURL付きのメールを送信します。

特定接種管理システム

はじめての方へ

※E-mailアドレスを入力して「送信」ボタンをクリックしてください。
※送信されるURLにアクセスして登録申請を行ってください。

E-mailアドレス

E-mailアドレス(確認用)

送信

クリック

アップロードするためのExcelシートは以下のURLからダウンロードができます。必要に応じてダウンロードしてください。
[tokuteisessyu01.xlsx](#)

入力項目	最大入力
E-mailアドレス	50文字

※送信ボタンをクリックすると、入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

- ⑤送信されたメールには、登録申請画面にアクセスできるURLと、複数の事業所情報を一括でアップロードするためのExcelシートをダウンロードするためのURLが送付されます。アップロード方法については、「特定接種登録申請書の入力に関する手引き」の4事業所情報をご参照ください。

- ⑥送信されたURLにアクセスすると登録申請画面が表示されますので、まず、申請者の設立主体を選択し、登録申請書(別添1を参照)に必要な事項を入力してください。

特定接種管理システム

はじめての方へ

申請者の設立主体を選択して下さい。
※「民間」を選択すると、民間事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると、国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。

● 民間 ● 国、都道府県、市区町村

⑦同意事項をご確認いただき、チェックを入れてください。

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ ☒ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

⑧必要事項を入力したら、「確認画面へ」をクリックしてください。

接種実施
医療機関情報

※医療機関名	P
※医療機関名(ふりがな)	P
※郵便番号 半角数字でハイフン不要	1008916
※所在地(都道府県)	東京都
※所在地(市区町村)	千代田区
※所在地(町名以下)	霞ヶ関1丁目2番2号
※電話番号 半角数字でハイフン不要	1111111111
FAX番号 半角数字でハイフン不要	0000000000
E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
備考	

※他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。 追加登録

確認画面へ
クリア

クリック

⑨確認が完了したら、「送信」ボタンをクリックしてください。
 なお、「送信」ボタンをクリックすると申請書を修正することが出来なくなりますのでご注意ください。

事業の種類情報

事業の種類	新型インフルエンザ等医療型
事業の種類(細目1)	
事業の種類(細目2)	
登録対象業務の従業員数 (常勤換算)	9
うち申請事業者の登録対象業務の従業員数	5
うち外部事業者の登録対象業務の従業員数	4
備考	*****

接種実施
医療機関情報

医療機関名	いんふる
医療機関名(ふりがな)	いんふる
郵便番号	1008916
所在地(都道府県)	東京都
所在地(市区町村)	
所在地(町名以下)	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
備考	*****

※送信ボタンをクリックすると、④で入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

送信
Web申請登録画面に戻る
印刷

クリック

⑨登録申請が完了すると、登録申請の申請者情報で入力したE-mailアドレスに、登録申請完了のお知らせと、ログインID及びパスワードが付与されます。なお、ログインIDは④で入力したE-mailアドレスになります。

件名： 特定接種管理システムから次の案件が届いています。

登録申請が完了しました。
ログインIDとパスワードは以下になります。

ログインID: ○○○○@○○○○
パスワード: ○○○○○○○○○

※申請内容の確認や疑義照会時の修正等で、ログインする場合は、
2. 特定接種管理システムのログイン方法を参照してください。

2. 特定接種管理システムのログイン方法

①下記のリンクにアクセスすると本システムの【ログイン画面】が表示されます。

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

②[ログインID]および[パスワード]に、登録申請完了時に通知した
[ログインID]と[パスワード]を入力してください。

[ログイン]ボタンをクリックすると、本システムにログインすることができます。

入力項目	最大入力	登録内容
ログインID	50文字	IDを入力して下さい。
パスワード	32文字	パスワードを入力して下さい。

③ログインすると、申請内容の確認や疑義照会時の申請書の修正ができます。
なお、申請書の修正は疑義照会時にしか出来ません。

3. パスワードを変更する。

①【ログイン画面】にて[パスワード変更]ボタンをクリックします。

特定接種管理システム

ログインID

パスワード

ログイン クリア

初めての方へ **パスワードの変更** パスワードを忘れた

クリック

②【パスワード変更画面】が表示されます。

特定接種管理システム

ログインID

既存パスワード

新しいパスワード

新しいパスワード(確認)

取消 変更

③[ログインID]、[パスワード]、[新しいパスワード]、[新しいパスワード(確認)]を入力します。

The diagram shows a form with four input fields: ログインID, 既存パスワード, 新しいパスワード, and 新しいパスワード(確認). Each field is highlighted with a red border. To the right, four callout boxes with orange dashed borders point to the fields: ログインIDを入力, パスワードを入力, 新しいパスワードを入力, and 新しいパスワード. Below the fields are two buttons: 取消 and 変更.

入力項目	最大入力文字数	入力内容
ログインID	50文字	IDを入力してください。
パスワード	32文字	既存のパスワードを入力してください。
新しいパスワード	32文字	8文字以上の半角英字と半角数字を組み合わせ入力してください。 大文字と小文字は区別されません。
新しいパスワード(確認)	32文字	新パスワードと同じ内容を入力してください

④すべての入力完了したら、[変更]ボタンをクリックします。
[変更]ボタンをクリックすると、入力した新しいパスワードに変更され、「パスワードの変更」メールが送信されます。入力に誤りがある場合、エラーメッセージが表示されるので、修正後に再度[変更]ボタンをクリックしてください。

The screenshot shows the '特定接種管理システム' (Specific Vaccination Management System) interface. The title bar is dark blue with the system name in white. Below it is a light blue header bar with 'パスワードの変更' (Change Password) and a '閉じる' (Close) button. The main content area is white and contains the same form as the diagram above. The '変更' (Change) button is highlighted with a red box, and an orange arrow points to it with the label 'クリック'. A red callout box with white text says: ※変更ボタンをクリックすると、1④で入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

4. パスワードを再発行する。

ログインIDやパスワードを忘れた場合は、パスワードの再発行を行ってください。

①【ログイン画面】にて[パスワードを忘れた]ボタンをクリックします。

特定接種管理システム

ログインID

パスワード

ログイン クリア

初めての方へ パスワードの変更 **パスワードを忘れた**

クリック

②【パスワードを忘れた画面】が表示されます。

③[E-mailアドレス]及び[電話番号]を入力します。

パスワードを忘れた場合は、以下に登録E-mailアドレスおよび電話番号を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。登録E-mailアドレスに新しいパスワードを送信します。

E-mailアドレス

電話番号

送信 クリア

E-mailアドレスを入力

電話番号を入力

入力項目	最大入力 文字数	入力内容
E-mailアドレス	50文字	申請時に「申請者情報」で入力したE-mailアドレスを入力してください。
電話番号	20文字	申請時に「申請者情報」で入力した電話番号を入力してください。

④E-mailアドレスと電話番号を入力したら[送信]ボタンをクリックします。
[送信]ボタンをクリックすると、当該E-mailアドレスにログインID及び新しいパスワードを送信します。入力に誤りがある場合、エラーメッセージが表示されるので、修正後に再度[送信]ボタンをクリックしてください。

特定接種管理システム

パスワードを忘れた 閉じる

パスワードを忘れた

パスワードを忘れた場合は、以下の項目を入力し「送信」ボタンをクリックしてください。
申請時に入力したE-mailアドレスに新しいパスワードを送信します。

E-mail アドレス:

電話番号:

クリア 送信

クリック

※送信ボタンをクリックすると、1④で入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

⑤申請者情報で入力したE-mailアドレスに新しいパスワードが送信されます。

件名: 特定接種管理システムから次の案件が届いています。

パスワードを再発行しました。
ログインID及び新しいパスワードは以下になります。

ログインID : ○○○○○○
パスワード: ○○○○○○

特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q & A

登録事業者

問1. どのような事業者が登録できますか。

（答）①「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号。以下「登録基準告示」という。）の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」（以下「登録対象事業」という。）でお示しした事業を行う事業者であって、②産業医を選任（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）し、かつ、③業務継続計画（BCP）を作成している事業者であれば、登録することができます。

なお、ワクチンはあくまで業務継続のための支援ツールの1つに過ぎず、特定接種の実施の要否や、実際の接種の対象となる業種、配布されるワクチン数なども、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部にて決定されることとなりますので、登録されたことを以て特定接種を受けられるわけではないことにご留意ください。

問2. 登録基準告示に示されていない業種の事業者は、登録できますか。

（答）登録対象事業は、特定接種が住民接種より基本的には先に開始するという制度趣旨に基づき、国民にとって十分理解が得られるものとして定めたものですので、この登録対象事業に該当しない事業者は、登録できません。

登録対象事業は、原則として日本標準産業分類上の整理としていますが、この登録対象事業と同じ社会的役割を担う事業者であれば、当該登録対象事業を行う事業者とみなして登録することができます。（登録要領別添1の表の※1をご参照ください。）

例えば、日本標準産業分類上、新聞業と通信社は区別されていますが、「新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供」という新聞業と同じ社会的役割を担う通信社については、新聞業とみなして登録することができます。

問3. 具体的にどのような事業や業務が、登録基準告示に示された「事業の種類」や「事業の種類の細目」、「対象業務」に該当するのかについて教えてください。

（答）登録基準告示でお示しした「事業の種類」や「事業の種類の細目」、「対象業務」の詳細については、登録要領別添1の表でお示しした担当府省庁にお問い合わせください。

問4. 指定公共機関や指定地方公共機関も登録事業者として申請できますか。

（答）登録事業者として申請できるかどうかは、指定公共機関や指定地方公共機関とは無関係であり、登録対象事業に該当する事業者であるかどうかによります。また、登録対象者として登録申請人数に計上できる従業者についても、登録基準告示の「対象業務」（以下「登録対象業務」という。）に直接従事する者に限ります。

従って、指定（地方）公共機関の指定を受けた事業者であっても、上記の要件に該

当しない場合には登録対象外となります。

問5. フランチャイズを行っている場合は、フランチャイズ元の事業者がフランチャイズ先も含めて登録申請を行うのですか。

(答) フランチャイズは、自己の商号、商標等の使用权をフランチャイズ先の事業者に与えているにすぎず、事業主体はあくまでもフランチャイズ先の事業者であることから、フランチャイズ先の事業者が登録事業者として登録申請を行うことになります。

従って、フランチャイズ先の事業者が登録申請に当たって、産業医を選任（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）し、業務継続計画を作成する必要があります。

なお、フランチャイズ元の事業者とフランチャイズ先の事業者との間で登録申請の代理委任契約を有効に結んでいる場合は、フランチャイズ元の事業者が一括して代理申請を行うことも可能です。この場合、登録申請書の入力・提出に当たっては、以下の「登録申請書入力・提出上の留意点」をご参照ください。また、申請時に当該委任契約書（委任状）の写しを担当府省庁にご提出ください。担当府省庁は、登録申請書の内容を確認した後、当該委任契約書（委任状）の写しを厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室に提出してください。

【登録申請書入力・提出上の留意点】

- ・ 申請者情報に、委任先（フランチャイズ元）の事業者情報を入力すること。
- ・ 申請者情報の備考欄2に、①代理申請である旨、②委任元（フランチャイズ先）のすべての各事業者において産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。
- ・ 事業所情報に、委任元（フランチャイズ先）の事業者の事業所情報を入力する際は、事業所名の冒頭に「(●●社代理)」(注：「●●社」は委任元（フランチャイズ先）の事業者名)を入力すること。
- ・ 委任契約書（委任状）の記載事項には、少なくとも次の事項を含むこと。
 - (1) 委任先（フランチャイズ元）の事業者の①名称、②代表者氏名、③所在地
 - (2) 委任元（フランチャイズ先）のすべての事業者の①名称、②代表者氏名、③所在地、④登録申請に係る事業所の名称及び所在地
- ・ 申請者情報に入力したE-mailアドレス（委任先（フランチャイズ元）のE-mailアドレス）は、登録申請関係のほか、新型インフルエンザ等の発生時に特定接種の総枠や当該委任元（フランチャイズ先）の事業者に係る特定接種の接種対象者数の連絡などに使用されること。

問6. 国や地方公共団体が設置する公設機関の場合は、どこが登録事項の報告を行うのでしょうか。

(答) 当該公設機関を設置する国（●●省）や地方公共団体（▲▲県、■市など）が報告を行います。

登録事業者と同様の職務を担う公務員（区分3の公務員）については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づいた登録は不要ですが、特定接種の実施に際し、必要なワクチン数の把握や円滑な

ワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国や地方公共団体が登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、今回、公務員についても報告の対象としています。

問7. 指定管理者制度やPFI制度を用いて、国や地方公共団体が設置する公設機関を民間事業者が運営している場合は、どこが登録申請を行うのでしょうか。

(答) 当該公設機関で勤務する職員は公務員ではなく、運営事業者の職員となりますので、特措法に基づいた登録が必要となります。この場合、当該公設機関の設置者は国や地方公共団体であるため、設置者である国（●●省）や地方公共団体（▲▲県、■■市など）が登録申請を行います。具体的には、当該運営事業者の職員を外部事業者の職員として、登録対象者に該当する者（「外部事業者」の問2の回答を参照）を国や地方公共団体が登録申請を行うこととなります。

問8. 登録事業者になれば、必ず、特定接種を受けることができるのですか。

(答) 備蓄しているワクチンが発生した新型インフルエンザ等に有効でない場合は、備蓄ワクチンを使用した特定接種は実施されません。いずれにしても、特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定されることとなりますので、登録されたことを以て必ずしも特定接種を受けることができるわけではありません。

すなわち、政府対策本部で特定接種の接種対象業種とされない場合は、当該業種の事業者に対してはワクチンは配布されず、また接種対象業種とされたとしても、登録人数と同数のワクチンが必ずしも配布されるとは限りませんので、その点にご留意ください。

問9. 特定接種の対象とならなければ業務継続ができないのではないのでしょうか。

(答) 特定接種の対象については、既に登録基準告示で定められているとおりです。

特定接種については、現在国で備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、これを用いて実施することを想定していますが、有効であるかどうかは、発生した新型インフルエンザウイルスの亜型等の性状に依存するため、発生時に効果が期待できないことも想定されます。

また、ワクチンが発生した新型インフルエンザに有効である場合でも、欠勤の原因は、従業者本人のり患によるだけでなく、家族の世話、看護等による欠勤も想定されるため、欠勤者を減少させる効果は限定的なものです。さらに、新型インフルエンザの発生からワクチンの製造・供給までには一定の時間を要するため、流行のピークに間に合わない可能性も考えられます。（ワクチンはあくまで業務継続の支援ツールの1つという位置付けです。）

この他、例えば、働く世代にはそれ程重症化しないが、小児で重症化する場合などでは、対象業種を限定的にして住民接種が開始される可能性も想定されます。いずれにしても、特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定されることとなりますので、登録された

ことを以て必ずしも特定接種を受けることができるわけではありません。

このため、ワクチン接種を前提としない業務継続を計画していただく必要があると考えています。

なお、政府行動計画では、欠勤率はピーク時の約2週間に最大で40%程度と想定されています。

登録対象者

問1. 登録事業者が登録申請の際に、どのような人を登録対象者として登録申請人数に含めることができるのでしょうか。

(答) 登録対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である者を、登録対象者として登録申請人数に含めることができます。なお、当該業務に係る意思決定者も、登録対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である者に限り、登録対象者として含みます。

問2. 本社や事業所で管理業務などに従事する者も事業継続に必要不可欠ですが、登録対象者として登録申請人数に含めることはできないのでしょうか。

(答) 登録対象業務は、特定接種が住民接種より基本的には先に開始するという制度趣旨に基づき、国民にとって十分理解が得られるものとして定めたものですので、総務や経理、営業の職員など、この「対象業務」に直接関与しない管理部門や間接部門の職員は、登録対象者として登録申請人数に含めることはできません。

問3. 申請書には登録対象業務の従業者数を記入することになっていますが、名簿の提出も必要でしょうか。

(答) 名簿の提出は不要です。ただし、担当府省庁等が申請内容の確認の際、必要に応じて登録申請人数の積算根拠などの照会を行う場合がありますので、ご注意ください。

問4. 平時は登録対象業務には従事していませんが、新型インフルエンザ等が発生した際、当該業務に従事することが予め定められている者は、登録対象者となるのでしょうか。

(答) 発生時に当該業務に従事することが業務継続計画などで想定されている場合は、登録対象者となります。

一方、発生時に当該業務に従事するかどうか不明である者など、上記以外の者については登録対象者とはなりません。仮に発生時に当該業務に直接従事することになった場合、事業者により割り当てられたワクチンを配分することは可能です。

問5. 登録対象者の国籍に関する要件はありますか。

(答) 登録対象者については、国籍を問いません。

問6. 登録基準告示で示された「緊急物資」とは、どのような物資を指すのでしょうか。

(答) 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置の実施に必要な物資であり、国や都道府県からの売渡し要請等の対象になるものとして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令」(平成 25 年政令第 122 号) 第 14 条で定められた物資を指します。

具体的には次のとおりです。

- ・医薬品
- ・食品
- ・医療機器(注射器、メス、聴診器等)
- ・衛生用品(脱脂綿、ガーゼ、マスク等)
- ・再生医療等製品(ヒト細胞加工製品、動物細胞加工製品、遺伝子治療用製品)
- ・燃料(ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等)
- ・新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの(緊急事態宣言時に必要に応じて公示することとしています。)

事業所

問1. 申請書には、事業所ごとに登録対象業務の従業者数を記入することになっていますが、特定接種の対象となる業種や接種人数などは、発生時に政府対策本部において決定するとされています。その際、事業者全体の接種人数が決まるのでしょうか。それとも、事業所ごとの接種人数まで決まってしまうのでしょうか。

(答) 特定接種の接種対象業種や接種総数(配布されるワクチン数)などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定することになり、接種実施医療機関に届けられるワクチン数はこの決定に応じたものとなりますが、事業者全体としての接種人数の範囲であれば、各事業所への配分は、事業者の判断で適宜調整することは可能です。

ただし、登録完了後に、各事業所の接種実施医療機関を提出いただくこととなりますが、ワクチンはこの内容に応じて、各事業所ごとの接種人数分を接種実施医療機関に配送することとなり、接種時に接種実施医療機関ごとの配送量の調整をすることはできませんので、その点にご留意ください。

産業医

問1. 産業医の選任とは、どの程度までを言うのでしょうか。単に、事業者が普段から利用している医療機関が定まっていれば、産業医の選任と言えるのでしょうか。

(答) 「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) 第 13 条に規定する産業医を選任していることが必要となります(ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。)

具体的には、以下のいずれかに該当する医師を産業医として選任する必要があります。

- ・厚生労働大臣の指定する者(日本医師会及び産業医科大学)が行う労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修を修了した医師
- ・産業医の養成課程を設置している産業医科大学その他の大学で厚生労働大臣が指

定するものにおいて当該過程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した医師

- ・労働衛生コンサルタント試験に合格した医師で、その試験区分が保健衛生である者
- ・大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験者

問2. 産業医は、産業医の選任義務のない事業所を含む全ての事業所において選任していなければ、要件を満たしたことはありませんのでしょうか。

(答) いずれか一つの事業所で産業医が選任されていれば、産業医の選任要件を満たしていることになります。

問3. 産業医の選任ではなく、例えば嘱託医の選任などで登録申請することはできないのでしょうか。

(答) 産業医の要件は、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにも記載されているように、特定接種を迅速に進め、住民接種をできるだけ早く実施するために、事業者自らが接種体制を整える必要があるという観点から求めているものであり、嘱託医ではなく、労働安全衛生法に規定する産業医を選任する必要があります。

問4. 産業医は、労働安全衛生法上、50人以上の事業所に選任義務があるとされていますが、50人未満の事業所しか持たない事業者は、産業医の選任義務がないため、登録申請できないのでしょうか。

(答) 50人未満の事業所しか持たない事業者であっても、産業医を選任していれば、登録申請できます。

問5. 特定接種を実施する医師は産業医でなければならないのでしょうか。

(答) 実際に特定接種を実施する医師は、必ずしも産業医である必要はありません。

問6. 産業医の選任を示す資料として、申請書に何を提出すればよろしいのでしょうか。

(答) 申請時には何も提出は求めませんが、担当府省庁等が申請内容の確認の際、必要に応じて、産業医としての雇用契約書や外部の産業医との契約書等、産業医の選任を示す資料の提出を求めることがありますので、ご注意ください。

問7. 産業医の選任に時間がかかるため、選任予定で申請をすることは可能でしょうか。

(答) 産業医の選任は登録要件であるため、選任予定では申請することはできません。

問8. 国や地方公共団体が設置する公設機関の場合も、産業医の報告が必須でしょうか。

(答) 区分3の公務員については、「登録事業者」の問6の回答でお示したとおり、特措法に基づいた登録は求められていませんので、登録の要件である産業医の選任を報告していただく必要はありません。

ただし、民間の外部事業者に管理又は運営を委託等しており、外部事業者の登録対象者に該当する職員（「外部事業者」の問2の回答を参照）を含めて登録申請人数とする場合は、当該職員は公務員の身分を有していませんので、特措法に基づく登録が必要となります。従って、この場合は産業医の選任について登録申請書への記載が必要となります（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）。

業務継続計画（BCP）

問1. 業務継続計画には何を記載すればよいのでしょうか。

（答）業務継続計画には、特定接種の登録要領でお示ししているとおり、下記の4点の記載が必要です。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

問2. 業務継続計画にその他必要な事項として、特定接種の実施に必要な事項等の記載が求められていますが、どのような事項を記載すればいいのでしょうか。

（答）特定接種の実施に必要な事項については、少なくとも、業務、接種人数及び接種場所の3点に関して記載していただきたいと考えています。

この3点の記載内容として、例えば、

- ・ 業務 : 特定接種の実施の有無にかかわらず、新型インフルエンザ等の発生時から終息までの間、本計画中に記載する〇〇業務（重要業務かつ登録対象業務であるものを記載）を継続的に実施するよう努めること、
- ・ 接種人数 : 特定接種の対象となる従業者に対して、あらかじめ予防接種について説明し、同意を得た上で接種予定者名簿を作成しておくこと、
- ・ 接種場所 : あらかじめ接種実施医療機関の確保方法について検討しておき、登録後速やかに接種実施医療機関を確保すること（既に確保している場合は、接種実施医療機関の名称・所在地）、

などを記載することが考えられます。

なお、上記の接種人数については、例えば、業務継続計画の中にこうした事項に係る方針を記載しておくことを求めるものであり、必ずしも具体的な人数の記載まで求めるものではありません。

問3. 指定公共機関や指定地方公共機関として、業務計画を既に作成していますが、この業務計画を業務継続計画として、登録申請することはできますか。

（答）「業務継続計画」の問1の回答でお示した事項が記載されていれば、業務計画を業務継続計画として、登録申請をすることができます。

問4. 業務継続計画のひな形は示されるのでしょうか。

(答) 業務継続計画は、業種によって業務類型などが異なりますので、統一的なひな形をお示しする予定はありません。

問5. 登録事業者として厚生労働大臣に登録されたとしても、接種を受ける確定的な権利は発生しないとされていますが、ワクチンが配布されない場合でも、新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続する努力義務は課されるのでしょうか。

(答) 登録事業者には、特措法第4条第3項に基づき、特定接種の実施にかかわらず、業務継続の努力義務が課せられます。

なお、特定接種は、業務継続を支援するツールの一つにすぎず、備蓄しているワクチンが発生した新型インフルエンザ等に有効でない場合などにおいて、特定接種が実施されないこともありますので、特定接種の実施を前提とすることなく、これ以外の対策も用いて、業務継続計画に基づき、当該業務を継続していただきたいと思います。

問6. 業務継続計画を申請書に添付して提出する必要はありますか。それとも、作成していれば、登録要件を満たしていると考えてよいですか。

(答) 「業務継続計画」の問1の回答でお示した事項が記載された業務継続計画を作成していれば、登録要件を満たします。

業務継続計画は、主たる事務所又は事業所に備え付けることになっており、申請時の提出は求めていませんが、担当府省庁等が申請内容の確認の際、必要に応じて、提出を求めることがありますので、ご注意ください。

問7. 業務継続計画の作成に時間がかかるため、作成予定として申請をすることは可能でしょうか。

(答) 業務継続計画の作成を登録要件としているため、作成予定では申請することはできません。

登録事業者には、特措法上、業務継続の努力義務が課せられていることから、新型インフルエンザ等の発生時から終息時までの間、業務を継続し得る体制や計画が整備されている必要があります。従って、登録申請時までに業務継続計画を作成していることが必要です。

問8. 国や地方公共団体が設置する公設機関の場合も、業務継続計画の作成が必須でしょうか。

(答) 区分3の公務員については、「登録事業者」の問6の回答でお示したとおり、特措法に基づいた登録は求められていませんので、業務継続計画の作成について、登録申請書への記載は不要ですが、新型インフルエンザ等の発生時においても業務継続がなされるよう、登録事業者と同様に業務継続計画を作成していただきたいと思います。

ただし、民間の外部事業者に管理又は運営を委託等しており、外部事業者の登録対象者に該当する職員（「外部事業者」の問2の回答を参照）を含めて登録申請人数とする場合は、当該職員は公務員の身分を有していませんので、特措法に基づく登録が必要となります。従って、この場合は業務継続計画の作成について登録申請書への記載が必要となります。

常勤換算

問1. 週3日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

（答）登録事業者において、登録対象業務に直接従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問2. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

（答）パートタイム職員Aさんの登録対象業務に従事する1週間あたりの延べ勤務時間を、その勤務する事業所で定められている1週間あたりの勤務時間（所定労働時間）で除した数字に1人を掛けた人数が、常勤換算した従業者数となります。

例えば、所定労働時間が週40時間の事業所において、週3日、午前中（8時から12時までの4時間と仮定）だけ勤務するAさんについて常勤換算した従業者数は、 $(4 \text{ 時間} \div \text{日} \times 3 \text{ 日} \div 40 \text{ 時間}) \times 1 \text{ 人} = 0.3 \text{ 人}$ となります。

なお、登録申請人数は、各事業所の中で業種ごとに記入していただくこととなりますが、各事業所の業種ごとに集計して端数が生じた場合は、業種ごとに小数点以下を切り上げてください。

問3. 複数の事業者で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。それぞれの事業者において常勤換算し、それぞれの事業者で登録申請すれば良いですか。

（答）特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、事業者が事業所ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の事業者で勤務している職員であって、それぞれの事業者で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの事業者で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録申請してください。

例えば、A社において週2日、B社において週3日登録対象業務に従事する職員は、A社において常勤換算した $2 \text{ 日} \div 5 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} = 0.4 \text{ 人}$ として登録申請し、B社においても常勤換算した $3 \text{ 日} \div 5 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} = 0.6 \text{ 人}$ としてそれぞれ登録申請してください。

問4. 夜勤のみの場合、どのように常勤換算すればいいですか。

（答）夜勤の時間も常勤換算にあたって勤務時間数に含めて差し支えません。

問5. 宿日直勤務者について、労働基準監督署長の許可を得た場合には、労働基準法上の労働時間、休憩、休日に関する規定の適用が除外されることとなっていますが、そ

の場合、どのように常勤換算すればいいですか。

(答) 労働基準監督署長の許可が必要となる宿日直については、ほとんど労働の必要のない業務を行っていることが前提となりますので、常勤換算にあたって勤務時間数に含めることはできません。

なお、夜勤という取扱いであれば、「常勤換算」の問4の回答でお示したとおり、勤務時間数に含めることができます。

問6. 平時には登録対象業務に従事しないが、新型インフルエンザ等の発生時に従事することが想定されている場合は、「登録対象者」の問4の答えによると、登録対象者として登録申請人数に含めることができるとのことでしたが、その場合、どのように常勤換算すればいいですか。

(答) 発生時に登録対象業務に従事すると想定される時間を基に常勤換算を行ってください。

問7. なぜ、登録申請人数を常勤換算しなければならないのですか。

(答) 常勤換算は、特定接種に用いることができるワクチンには限りがある中で、例えば、週1日しか勤務しない者が5人いる場合と、週5日勤務する者が1人いる場合とで、公平性を保つことが、その理由です。

問8. 例えば、5人のパート職員が曜日ごとに交代で各日1名で勤務を行っていて、常勤換算したところ1人分となった場合、1人分のワクチンを5人に分割して接種するのですか。それとも、5人のうち1人を選択して接種するのでしょうか。

(答) 誰に接種するのか(接種対象者)については、実際に供給されたワクチン数に応じて、登録事業者の判断で決めてください。

ただし、ワクチンは承認された用法・用量に基づいて接種しなければなりませんので、1人分のワクチンを分割して接種することはできません。

外部事業者

問1. どのような事業者が外部事業者に該当するのですか。

(答) 外部事業者とは、その登録事業者以外の事業者であって、登録対象業務に従事する者を有する事業者を指します。例えば、登録事業者から登録対象業務を受託している事業者や、登録対象業務に従事する職員を登録事業者に派遣する人材派遣会社は、登録事業者ではありませんが、登録対象業務に従事する職員の雇用主は、当該受託している事業者や当該人材派遣会社なので、当該登録事業者の外部事業者となります。(上記の要件に該当する限り、他の業種の登録事業者を排除するものではありません。)

なお、単に外部事業者の職員であるだけでは、登録事業者の登録申請人数に加えることはできません(「外部事業者」の問2の回答を参照)。

問2. 外部事業者の職員のうち、どのような人を登録対象者として登録申請人数に加える

ことができるのでしょうか。

(答) 外部事業者の職員のうち、登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となつて行う者であつて、かつ、当該業務の継続に必要不可欠であるものを登録対象者として、登録事業者が登録申請する際の登録申請人数に加えることができます。

なお、登録事業者に非常駐の外部事業者の職員（上記の要件を満たさない職員）に対しても、登録事業者の責任で、登録事業者に割り当てられたワクチンを配分して接種することが可能です。

問3. 登録事業者が、登録対象業務を自社のグループ会社に委託している場合、登録事業者が申請するのでしょうか。それとも、グループ会社が申請するのでしょうか。

(答) 当該グループ会社の職員が、委託元の登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となつて行い、かつ、当該業務の継続に必要不可欠である場合に限り、当該グループ会社を外部事業者として、委託元の登録事業者が外部事業者の登録申請人数も含めて登録申請を行うことができます。なお、この場合、特定接種も当該登録事業者の責任で実施することになります。

問4. 外部事業者の職員を登録事業者の登録申請人数に含めて申請する場合、外部事業者も産業医の選任や業務継続計画の作成が必要でしょうか。

(答) 産業医の選任及び業務継続計画の作成は、登録事業者に課せられた要件ですので、外部事業者は、産業医の選任、業務継続計画の作成は不要です。

ただし、登録事業者の業務継続計画において、業務継続のために当該外部事業者の職員を必要とする根拠などを記載することが望ましいと考えています。

問5. 水先業者、タグ事業者の職員については、登録事業者に常駐していなくても登録申請人数に計上できると考えていいのですか。

(答) これらの事業者のうち、水運業者である登録事業者が行う緊急物資の運送業務に必要な事業者については、当該登録事業者に常駐していなくても、一体型外部事業者として当該登録事業者の登録申請人数に計上することができます。(登録要領別添 1 の表の※ 2 をご参照ください。)

なお、登録申請の際、登録申請人数の計上は外部事業者の分も含めて登録事業者の判断で行うことになりますが、これらの外部事業者から登録事業者に対して、登録対象者に含めるよう働きかけても差し支えません。

問6. 倉庫業者、港湾運送業者、貨物利用運送業者の職員については、登録事業者に常駐していなくても登録申請人数に計上できると考えていいのですか。

(答) これらの事業者のうち、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、緊急物資の荷主企業や運送事業者である登録事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っている場合、当該登録事業者に常駐していなくても、一体型外部事業者として当該登録事業者の登録申請人数に計上することができます。(登録要領別添 1 の表の※ 3 をご参照ください。)

なお、登録申請の際、登録申請人数の計上は外部事業者の分も含めて登録事業者の判断で行うこととなりますが、これらの外部事業者から登録事業者に対して、登録対象者に含めるよう働きかけても差し支えません。

問7. 「登録事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶ」とは、どの程度の期間を指すのでしょうか。

（答）長期的（恒常的）な契約とは、例えば、登録事業者が緊急物資の運送の際、必ずこの事業者を利用することになっているなど、契約上、緊急物資の運送に関して登録事業者と平時から結びついており、一体的な業務を行っている場合を指します。

一方、短期的な契約は、緊急物資の運送の都度、契約をする場合を指します。

問8. 職員以外に、派遣社員、業務委託など、各種の雇用形態が存在しますが、各雇用形態が、申請書の「申請事業者の従業者数」と「外部事業者の従業者数」のどちらに該当するのか教えてください。

（答）登録事業者に雇用されている者が、「申請事業者の従業者」であり、派遣社員、業務委託など、その登録事業者以外の事業者（外部事業者）に雇用されている者が、「外部事業者の従業者」となります。

ただし、「外部事業者の従業者」として計上できる者は、登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、かつ、当該業務の継続に必要不可欠であるものに限ります。

接種実施医療機関

問1. 登録申請時には接種実施医療機関の確保は必要ないのですか。

（答）登録申請時点では、接種実施医療機関の確保は必須ではありませんが、接種実施医療機関を未定として登録申請した場合は、登録完了後に接種実施医療機関の確保が必要となります。接種実施医療機関の確保後 30 日以内に、特定接種管理システム上で登録変更の届出を行ってください。

問2. 特定接種の実施の際には、接種実施医療機関に対して、10ml バイアル（小瓶）のワクチンが供給されるのですか。

（答）ワクチンは、原則として、10ml のバイアル（小瓶）で供給することを想定しています。

問3. 新型インフルエンザ等対策ガイドライン(P97)において「100 人以上を単位として接種体制を構築する」とありますが、接種実施医療機関を確保する際に、必ず 100 人以上の接種体制を構築しなければならないのですか。

（答）接種体制が構築されていれば、100 人以下であっても構いませんが、可能な限り、100 人以上を前提とした接種体制の構築をお願いします。

問4. 接種実施医療機関の E-mail アドレスも登録は必須ですか。

(答) 接種実施医療機関の E-mail アドレスの登録は必須ではありません。E-mail アドレスがない場合は、空欄とすることができます。

WEB 登録の事務

問1. E-mail アドレスの入力は必須ですか。E-mail アドレスを持たない事業者は、登録申請できないと考えてよいですか。

(答) 特定接種の実施時や登録更新時の連絡などに使用するため、事業者の E-mail アドレスの入力は必須です。ただし、手引きに記載のとおり、緊急時に連絡が取ることが可能であれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも差し支えありません。なお、事業所の E-mail アドレスの入力は必須ではありません。

問2. 申請書の内容に疑義が生じた場合、登録対象業務の従事者数に係る算出根拠等の照会を行うと登録要領に記載がありますが、どのような方法で連絡が来るのでしょうか。

(答) 疑義照会の連絡は、すべて特定接種管理システム上で行います。

問3. 登録申請しても、登録されない場合もあり得ると考えますが、その理由は厚生労働省から回答されますか。

(答) 登録しない場合には、特定接種管理システム上で、厚生労働省から当該事業者に対し、理由を付してその旨を通知することとなります。

問4. 登録申請に関する周知は、厚生労働省のホームページなどでもされますか。

(答) 厚生労働省から担当府省庁を経由して周知する予定です。

問5. システムの使用方法についての相談窓口はありますか。

(答) システムの使用方法については、ヘルプデスクを設けております。

ヘルプデスク：

- ・ 電話 03-5510-3318
- ・ FAX 03-5510-3316
- ・ メールアドレス tokuteisessyu@tokuteisessyu.jp

問6. 軽微な変更は変更の届出が不要とのことですが、どのような変更の場合に変更の届出が必要となるのでしょうか。

(答) 少なくとも、公表事項（登録申請事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地並びに登録人数（5%以上の増減を伴うものに限る。）、登録申請事業者の連絡先（電話番号及び E-mail アドレス）及び接種実施医療機関情報（接種実施医療機関名、所在地及び電話番号）の変更については、変更の届出が必要となります。

その他

問1. 特定接種による健康被害について救済制度はありますか。

（答）特定接種は予防接種法第6条第1項に基づく臨時接種として実施するものであるため、予防接種法第15条に基づく健康被害救済制度の対象となります。

特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の確認の手引き

登録申請書の内容確認にあたっては、少なくとも以下の事項に留意するものとする。

1. 申請者（事業者）情報

【設立区分（公設機関の開設者のみ）】

- ・ 設立区分が正しく選択されていること。

（参考：入力の手引き）

設立主体に応じ①国、②都道府県、③市区町村をリストの中から選択すること。なお、行政執行法人については①国、特定地方独立行政法人についてはその設立団体に応じ②都道府県又は③市区町村を選択すること。

【事業者名】

- ・ 登録要領の別添 1 の「事業の種類」及び「事業の種類の詳細」に記載された事業を営む事業者であること。
- ・ 法人種別（株式会社、公益財団法人等）が正しく入力されていること。個人事業主の場合は氏名が入力されていること。
- ・ 公設機関において、指定管理者制度等を用いて運営委託している場合は、事業者名に府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名が入力されていること。

（参考：入力の手引き）

法人名、商号については、登記簿等と一致させること。法人種別については株式会社〇〇、公益財団法人△△など、省略せず入力すること。（株）や（公財）は用いない。なお、法人化していない個人事業主の場合は、氏名を入力すること。

また、公務員の場合は、その所属機関名（府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名）を入力する。

なお、公設機関において、指定管理者制度等により運営を行っている場合は、事業者名には府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名を入力し、事業所名に当該公設機関名を入力すること。

【代表者氏名】

- ・ 代表者氏名が正しく入力されていること。特に、個人事業主の場合は、事業者名に続き、再度、個人事業主の氏名が入力されていること。

（参考：入力の手引き）

登録申請事業者や公務員の所属機関の代表者名を入力する（理事長、代表取締役等。国の場合は、各府省庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長等）。

なお、法人化していない個人事業主の場合は、再度、個人事業主の氏名を入力すること。

【産業医の選任の有無】

- ・ 事業所情報の備考欄に記載された申請事業者の全従業者数が 50 人未満である場合など、

産業医の選任について疑義がある場合、必要に応じて登録申請事業者から根拠資料の提出等を求めることにより、産業医の選任の有無を確認する。なお、事業の種類が、社会保険・社会福祉・介護事業である場合は、産業医の選任が要件ではないため、確認不要である。

（参考：入力の手引き）

労働安全衛生法の所定の要件に該当する医師を産業医として選任している場合は「産業医の選任の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄に入力すること）。なお、産業医を選任していない場合は登録申請の対象とならない。

なお、登録要領別添1の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する登録申請事業者は、産業医の選任は不要であるが、管理システムの都合上、「有」を選択すること。

【業務継続計画の有無】

- ・BCPが作成されていないという情報があつた場合など、BCPの作成について疑義がある場合、必要に応じて登録申請事業者から根拠資料の提出等を求めることにより、BCPの作成の有無を確認する。

（参考：入力の手引き）

業務継続計画を作成している場合は「業務継続計画の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄に入力すること）。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録申請の対象とならない。

【備考欄1】

- ・登録申請事業者が実在する事業者であること。例えば、提出された登録申請書の中から、一部を無作為抽出するなどして、許認可を受けて事業を実施している場合は、許認可番号、その他の事業については、登記簿に記載されている会社法人等番号により、事業者の存在確認を行う。

（参考：入力の手引き）

登録申請事業者の許認可番号（許認可番号がない業種にあっては、会社法人等番号）を入力する。

【備考欄2（公設機関の開設者のみ必要に応じて入力）】

- ・国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（公設機関の開設者）であつて、「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」が入力されている場合に、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨が入力されていること。

（参考：入力の手引き）

公設機関が、4（3）において、外部事業者の登録対象業務の従業者数を登録申請する場合は、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。ただし、登録要領別添1の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する場合は、産業医の選任についての入力は不要である。

2. 事業の種類情報

【登録対象業務の従業者数】

- ・ 申請事業者の登録対象業務の従業者数が、申請事業者の全従業者数を下回っていること。また、他の同規模の事業者と比べて、登録対象業務の従業者数が過大（概ね2倍を超える場合）となっていないこと。

【備考欄】

- ・ 内訳として入力された業務の中に、登録対象業務以外の業務が含まれていないこと。

（参考：入力の手引き）

登録対象業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳を入力する。

3. 接種実施医療機関情報

【備考欄】

- ・ 登録申請時に接種実施医療機関が未確保の場合において、入力必須項目にダミー情報が入力されている場合、申請時点で検討している備考欄に接種実施医療機関の確保方法が記入されていること。

（参考：入力の手引き）

当該事業所において接種実施医療機関が確保できていない場合は、登録申請時点で検討している方法を備考欄に入力すること。（〇〇病院（〇〇県〇〇市）で実施を検討、未定等）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録のスケジュールについて

平成 28 年

1 月 6 日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成 28 年 1 月 6 日健発 0106 第 6 号厚生労働省健康局長通知）を发出

申請内容の確認ルートに関する調査依頼

申請内容の確認に都道府県又は市町村を経由する業種に関する確認する組織、メールアドレス等の調査（当該業種の担当府省庁から、当該調査及び都道府県又は市町村への申請内容確認の協力依頼を実施）

（担当府省庁において取りまとめの上、厚生労働省に提出。平成 28 年 1 月 29 日締切）

- ・ 申請内容の確認に都道府県又は市町村を経由しない業種については、上記調査による担当部署の登録等が完了し、特定接種管理システムによる確認の体制が整った業種から登録申請の受付開始（業種別 Q & A が未調整の業種にあっては、調整し次第、登録申請の受付開始）

2 月中 申請内容の確認に都道府県又は市町村を経由する業種に関する確認する組織、メールアドレス等を特定接種管理システムに搭載（厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室にて実施。完了後関係省庁等に連絡）

2 月 5 日 都道府県への説明会（システムの操作方法等）

3 月 1 日 申請内容の確認に都道府県又は市町村を経由する業種の申請受付開始

6 月 30 日 事業者からの登録申請の受付締切

8 月 31 日 各業種の担当府省庁による登録申請の内容確認の締切

9 月以降 登録の実施

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録申請書等の内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している事業について

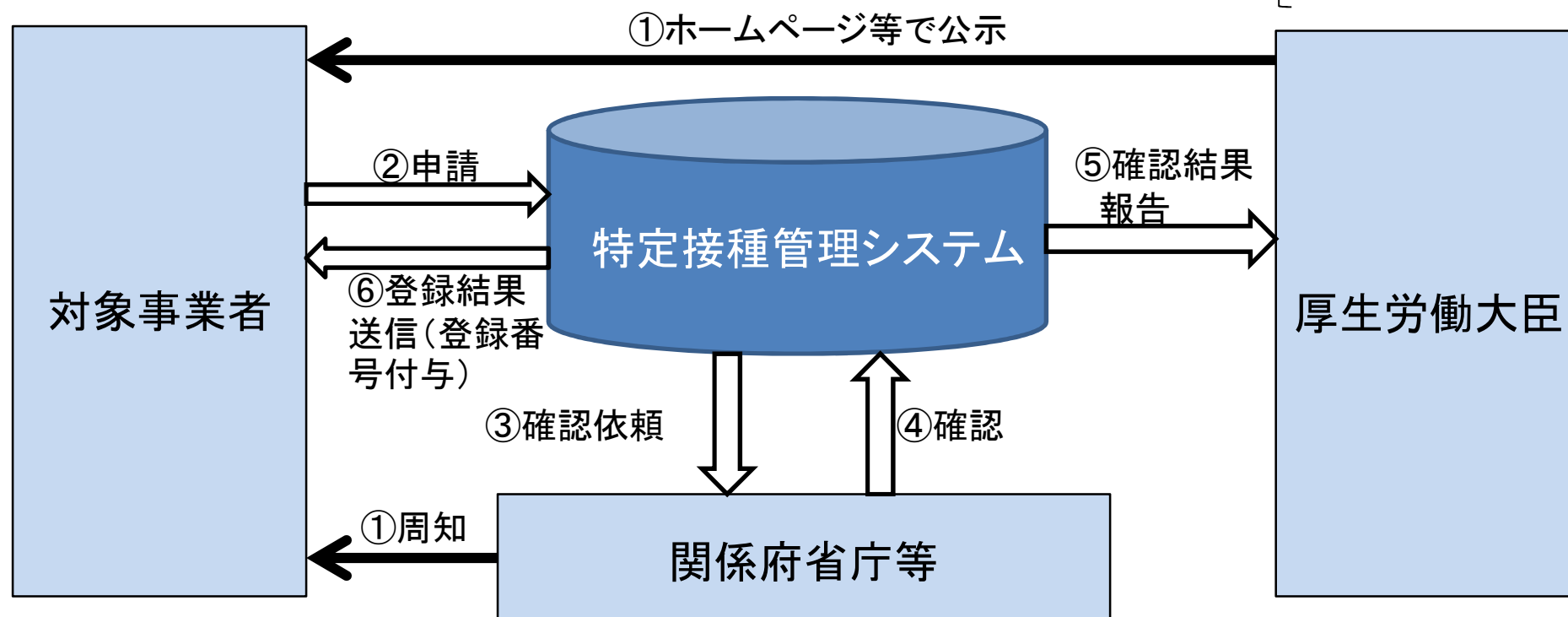
担当府省庁	事業の種類	事業の種類の細目	確認主体
環境省	廃棄物処理業	【産業廃棄物処理業】	都道府県・廃掃法政令市
農水省	飲食料品小売業	【各種食料品小売業】	都道府県
	食料品製造業	【処理牛乳・乳飲料製造業】(育児用調整粉乳に限る。)	都道府県
	飲食料品卸売業	【食料・飲料卸売業】	都道府県
	飲食料品卸売業	【卸売市場関係者】	都道府県
	銀行業	【農林水産金融業】	都道府県
経産省	その他の生活関連サービス業	【冠婚葬祭業】	都道府県・市町村
国交省	河川管理・用水供給業	【河川管理業】	道府県
	下水道業	【下水道処理施設維持管理業】	都道府県・市町村
	下水道業	【下水道管路施設維持管理業】	都道府県・市町村
厚労省	社会保険・社会福祉・介護事業	【介護保険施設】(新型インフルエンザ等医療提供(法第31条第1項に規定する患者等に対する医療の提供をいう。)を行う事業の項に分類されるものを除く。)	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【指定居宅サービス事業】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【指定地域密着型サービス事業】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【老人福祉施設】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【有料老人ホーム】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【救護施設】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【障害福祉サービス事業】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【障害者支援施設】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【障害児入所支援施設】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【児童福祉施設】	都道府県・児相設置市 指定都市
	その他の生活関連サービス業	【火葬・墓地管理業】	都道府県・市町村

特定接種管理システムの概要

別紙6-1

【事業者登録業務】

〔注〕白の矢印は、システムによる連絡

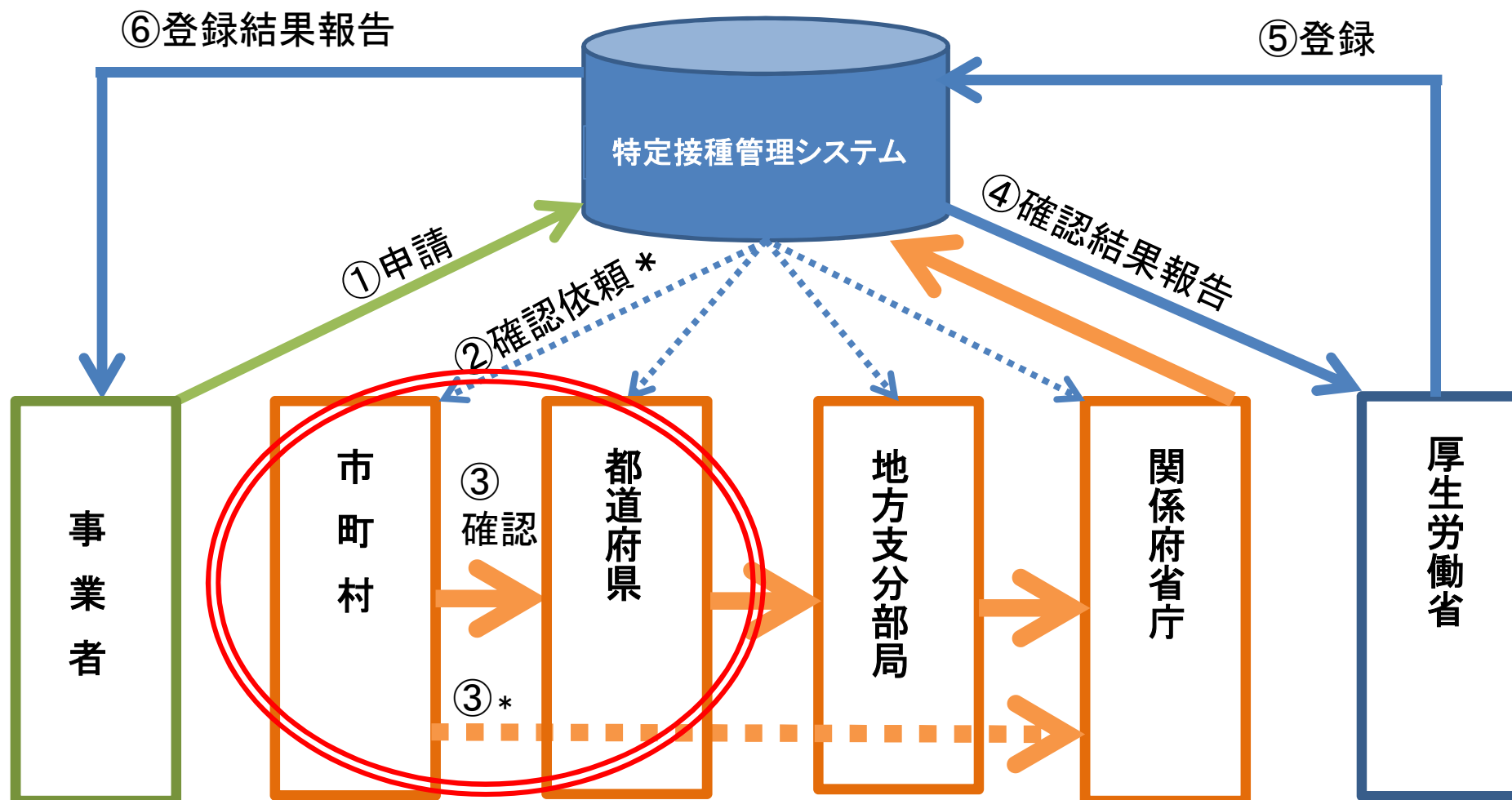


※ 関係府省庁等の管理者(申請内容の確認を行う者)に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。

- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
- ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
- ③ 対象事業者から登録申請があった旨、関係府省庁等の担当者に通知。
- ④ 関係府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について確認、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
- ⑤ 関係府省庁は、厚生労働大臣へ確認した旨を通知。
- ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を通知。対象事業者へ登録番号を付与。

特定接種管理システム 確認ルート概要

別紙6-2



②*、③*について、業種により組み合わせが異なります。